令和６年度共同募金車両整備事業助成要領

１　はじめに

この助成事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっています。申請される方はそのことを十分に理解し、適正な活用と助成を受けた場合は周知をお願いします。

２　助成の目的

　　民間福祉団体等の事業目的を達成するために必要な車両整備事業に助成を行います。

３　助成の対象者

　　社会福祉法人茨城県共同募金会助成規程（以下「助成規程」という）第２条に定める事業者とします。

４　助成対象外の事業

（１）　事業費の額が５０万円未満の整備（ＮＰＯ法人、法人格を有しない団体にあっては１０万円未満）

（２）　リース若しくはレンタル又は中古品による車両の整備

（３）　事業費の額は、車両本体経費のほか福祉車両に必要な装備の改造経費、赤い羽根標識経費とし、車両附属品の購入費、自動車取得税等の租税などは助成の対象としません。

５　助成基準等

　　助成基準は次表のとおりとし、助成金の額は千円未満を切捨てとします。

　　①社会福祉協議会以外の法人・団体

|  |  |
| --- | --- |
| 助成額 | 　２３０万円以内 |
| 　助成率 | 　　７５％　以内 |

　　注：車種及び排気量により助成額が異なります。必ず「審査基準」を確認ください。

　　　②社会福祉協議会

|  |  |
| --- | --- |
| 排気量６６０cc以下 | 　１００万円以内 |
| 排気量６６０cc以上 | 　１２０万円以内 |

６　申請方法

（１）提出書類

　　共同募金（車両整備助成）申請書に次の書類を添付して申請してください。

　　〔添付書類〕

　　①定款・会則等　　　　　　　　　②前年度の事業報告書・決算書

　　③当該年度の事業計画書・予算書　④見積書の写し

　　⑤車検証写（更新の場合）　　　　⑥写真（更新の場合）

　　⑦カタログ　　　　　　　　　　　⑧申請施設・団体のパンフレット

　　※見積書は車両代と共同募金明示代がわかるようしてください。

　**申請受付期間　令和６年３月１５日～令和６年４月２２日**

（２）申請書類の提出先及び提出部数

　　　所在地の市町村共同募金委員会に申請書類を２部提出してください。

７　申請の制限

　　施設・設備整備事業及び車両整備事業の助成については、２事業を通じて、原則と

して同一年度内の申請は１件とします。また、同一事業者の助成申請は５年間の内で

２回までとなります。詳細は「審査基準」を確認ください。

　８　助成の除外

　　　申請時前年度の決算において、次の条件に当てはまる場合は助成の対象から除外となります。

　（１）社会福祉法人の場合は、社会福祉充実残額のある法人。ただし、充実残高利用計画が既に法人内で承認されており、助成申請事業に優先して活用されることが妥当であると判断される場合を除きます。

　（２）ＮＰＯ法人等の場合は、申請事業の総額が、申請事業に充当できる資金から現在

　　　計画されている事業の総額及び必要な運動資金を除き得た額と申請事業の総額を比較して概ね１０％未満の法人等

　９　助成の内示・決定

　　　助成の交付を内定したときは、申請年の８月までに内示します。また、助成の決定

　　をしたときは翌年の４月までに助成決定通知を送付します。

　　　なお、内示の段階では助成金額は決定していません。申請年度の共同募金運動の実

績額により改めて助成額の審査を行いますので、助成額が申請額より減額される場合

があります。予めご承知おきください。

１０　事業報告・助成金の交付請求

　　　助成金の交付を受けようとするときは、事業完了後に、共同募金助成金交付請求書

に次の書類を添付して提出してください。併せて誓約書も提出願います。また、車両の助成明示について作業前に本会に案（様式不問）を提出して本会の指示を受けてください。

　〔添付書類〕

①助成事業の収支計算書　　②自動車車検証の写　　③契約書の写

④検収調書の写　　⑤納品書、請求書及び領収書の写　　⑥支払該当部分の通帳及び振込書の写　　⑦助成事業について記載のある機関紙等　　⑧ありがとうメッセージ　　⑨写真（両横・後方の標識の写っているもの）

１１　助成金の交付

　　　助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、当該法人等の指定する口座に送金します。

１２　問い合わせ先

　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会　〒312-0851　水戸市千波町1918

　　　℡　029-241-1037　　ＦＡＸ　029-244-1993　e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp